

(平成8年1月11日発行)

会報

第3号

北海道高等学校世界史研究会
事務局 北海道札幌平岸高等学校
062 札幌市豊平区平岸5条18丁目
TEL 011-812-2010
FAX 011-812-2049

1995年を顧みて

北海道高等学校世界史研究会
副会長 久富 壽
(北海道札幌清田高等学校教頭)

平成8(1996)年の新春を迎えました。平成7(1995)年は、阪神大震災に始まり、オウム真理教の事件で終始した年でした。また、目を世界に転じると、イギリスでの北アイルランド問題に解決の兆しが見え、イスラエルとPLOを含むアラブ諸国に歴史的な和平方が成立し、旧ユーゴスラビアのボスニア問題が、多数の犠牲者を出した後に一応の解決に到達したとのことです。世界的な規模で広く平和の気運が盛り上がったところで、新しい年を迎えたことは、日頃、世界史の授業のなかで、これらの地域や民族を取り扱っている者として、明るい材料といえましょう。

さて、本世界史研究会も、第26回大会を、去る8月8日ほぼ60名の会員の参加を得て、盛会裡に終了しました。講演には、高知大学の三木聰教授の「伝統中国の法文化と明清社会」、また「音楽教材を取り入れた世界史の授業」(根室高校・吉田徹先生)、「世界史教育に関わる、新しい理論の紹介—グループ研究からの報告」として、「ネットワーク論」(札幌西高校・吉嶺茂樹先生)・「多文化主義」(札幌星園高校・佐々木雅男先生)の研究発表がおこなわれました。本研究会は、昭和45年の創立以来、8月の研究大会には、歴史研究の分野の第一線で活躍されている先生から講演をいただくとともに、高校教育現場における歴史教育の研究成果を、車の両輪の如く行ってきました。特に近年は、事務局の先生方を中心に、全道の若い先生方にも呼びかけ、歴史教育のあり方について意欲的かつ活発に研究活動を行っております。本研究会の発展にとっても、喜ばしい限りと思えます。本年度に限ってみても、必ずしも本研究会の主催ではありませんが、世界史研究会と日本史研究会の事務局の方々を中心に、「綿引 弘先生を囲む会」(8月7日・於札幌西高校)、「樺山紘一先生を囲む会」(12月12日・於恵会館)など、好機をとらえて研修の機会を提供していただいております。

会員の皆様、どうぞ、8月の第27回大会をはじめ諸種の研修会のご案内がございましたら、お誘い合わせてご参加下さいますようお願い申し上げます。

第 26 回研究大会記録

日 時	平成7年8月8日(火)
会 場	札幌市教育文化会館
主 題	国際理解を進めるための世界史教育はいかにあるべきか
講 演	三木 聰 氏 (高知大学人文学部教授)
研究発表	吉田 徹 氏 (北海道根室高等学校教諭)
	吉嶺 茂樹 氏 (北海道札幌西高等学校教諭)
	佐々木雅男 氏 (北海道札幌星園高等学校教諭)
司 会	村井 正男 氏 (北海道札幌東陵高等学校教諭)
	長谷川欽彦 氏 (北海道広尾高等学校教諭)
記 録	鈴木 広基 氏 (北海道岩見沢農業高等学校教諭)
	小華和 靖 氏 (北海道静内農業高等学校教諭)

講 演

三木 聰「伝統中国の法文化と明清社会－『抗租』の問題をめぐって」

はじめに

ここ10年くらい、私が勉強しています中国明清史のパラダイムが大きく変わりはじめてきました。なぜかといえますと、大体1970年代くらいまでは史的唯物論の影響が非常に強く、1949年の歴史学研究会で提起された「世界史の基本法則」という考え方に則った、発展段階論によって明清の時代を考えるのが一般的でしたが、80年代に入るところから、発展段階論だけではいけないのではないかという考え方が出てきました。発展段階論・世界史の基本法則が中国の歴史になじんでいった背景は、50年代を中心として、当時の歴史家たちが社会主義建設に向かって発展している中国社会を見たときに、明清という時代のなかに内在している発展を追及しなければならないという考えに捉えられたためだろうと思います。例えば重田徳氏は、中国の封建支配の最高形態を「郷紳支配」という名前で呼び、中国の前近代史を「社会構成の非可逆的な展開」と把握し、発展段階の論議に則って中国的な封建支配論として「郷紳支配」という言葉を提起されました。

ところが文化大革命が終わり、いわゆる改革・開放路線によって、ベールに覆われていた中国社会が我々にその姿をはっきりと見せてくれるようになってきました。79年に日本と中国との学術交流が正規のルートに乗り、歴史の分野でも多くの留学生が中国へ行き、現場で勉強するという状況ができました。当時20代後半で、直接中国社会を見てきた人たちは、今40代の油の乗り切ったところで、今までのパラダイムではだめだということ、自分の研究にはっきりと提示しだしてきたのです。中国の社会を直接目の当たりにすることによって、中国社会というのは、表面で動いているところと、底の方で動かないところ、

なかなか変わらないある種の固まり——岸本美緒氏の言葉では「固有の型」、岩井茂樹氏は「変化せざるもの」といういい方をしたわけですが——があり、今はこうした「変わらないもの」に対する大きな関心が寄せられているということになると思います。今回の表題の「伝統中国」という言葉は、長い歴史の底のほうを流れ、あるいは現在の中国社会にも連なっている要素を形容する言葉だと思います。そうした中国社会の変わらない型に対する関心のなかで、岸本美緒氏は伝統社会という中国社会を解読するための方法として、一人ひとりが意志的な選択に基づいて行った行動パターンの集積が、社会にさまざまな現象を引き起こす、逆にまたそうした選択をもたらず場合の根底でそれを支えている人々の「社会感覚」や「秩序意識」を分析すると、今まで見えなかった明清時代の中国社会が見えてくるのではないかという提言を行いました。実はこの考え方は、1949年に村松祐次氏が『中国経済の社会態制』で述べたことと関係がある内容です。村松祐次氏は、西洋で作られた発展段階論を中国に適用しても意味はなく、個別的な「社会心意」、あるいは「do's and don'ts」—— やることとやらないこと —— の体系を読み込むことによって中国社会の基底というものがわかるということを主張しました。しかし、史的唯物論真っ盛りの時代に、この村松祐次氏の提言は全く無視されます。こうした非常に重要な提言が、1949年、ちょうど世界史の基本法則が提起された時代にいわれていたということに、私は非常に注目したいと思います。私がここで題材として取り上げますのは、大体16世紀の終わりくらいから一般的になってくる「抗租」といわれる現象です。特に中国で南の方の地主制が大きく広がっていた地域で、小作農民が地主に対して小作料を払わない運動として抗租が出てきます。今までの研究は、地主制の歴史のなかの発展と解体の狭間に、この「抗租」を位置付けていました。しかし、それは抗租の一面しか捉えていないのではないか。中国社会の持続的な側面が、抗租のなかに反映していないのかを検討する必要があるのではないかということが、今私が関心を持っていることです。

もう一点説明しておきたいのは、「法文化」という言葉です。中国法制史の滋賀秀三氏は比較法制史の側面から、ヨーロッパ的な法文化との違いというものを特に強調され、法の正義を追及していくヨーロッパ的な法文化の体系に対して、中国的な法文化の体系というのは、ある面で非常にいいかげんなもので、紛争が終われば良しとし、どちらが正しいかということは一切問題でない。裁判を行う知県・知州の役割というのは滋賀氏の言葉では「平和と福祉の世話人である」と表現されていますが、実際に州県のレベルで行われます裁判は、「情理」—— 裁判官が持っている「常識的なバランス感覚」—— によって紛争を終結させることで、正義は問う必要はない。これが中国の紛争解決の有り様であり、裁判は個別主義的・実質合理的なものなのです。こういうものを滋賀氏は「法文化」という形で呼んでいますが、私は「法文化」という言葉にもう少し広い意味を与えたいと思っています。以上が、始めに前提としてお話ししたいことです。

1. 抗租研究の成果と課題

ここで抗租研究の成果を全面的に展開するには、時間がありませんので、端的な事例をひとつ取り上げたいと思います。万暦『秀水県志』という、明清時代の社会経済史をやっている人間にとっては常識化した、明末の抗租の特質を非常に鮮やかに描き切った史料といわれているものがあります。このなかで、昔は地主と佃戸との間が非常にいい関係にあ

ったが、最近では商人が農村社会のなかに入り込み質屋を開き、佃戸は収穫した米を質屋に入れて銀を借り、その銀を元手に何かをやるようになり、この状況と密接に関連して抗租が行われ、抗租はその地域一帯の風潮となって、大きく農村社会が変わったのだということが描かれています。この史料について小山正明氏と田中正俊氏は、この時代の農民たちの社会的・経済的な成長の証しとしてこの問題を評価しました。この考え方はいわば定説化しております。しかし、この史料で従来解釈されなかった、「官司の税の催促は甚だ急しいが、租の滞納を告げる者については、放置して^{とりあ}げようとしな

い」という部分を一体どう解釈するかという問題が出てきました。濱島敦俊氏は、抗租という問題に対して公権力は介入しておらず、そのために地主層の不満、嘆きがここに表現されていると解釈しました。なぜ公権力は地主の訴えを取り上げないのかということ、明では里甲制のもとで里老人制という制度が行われまして、農村社会における些細な事件は直接お上に訴えることを禁止するということが行われていたために、この時代に抗租という新しい現象が起きてきても、お上の方はそれに的確な対応ができなかったと解釈したわけですが、しかしながら、違う地域、福建の同時代の史料にはそうではない、地主の佃戸虐待や佃戸の抗租に対して公権力は介入することになっていた例が出てきます。そうしますと、先程の濱島氏の解釈では説明がつかいません。明末の抗租が出てくるような新しい歴史段階に対して、明・清の王朝国家は、どういう法的な対応を取ったのかということが課題となってきます。またこの史料に、抗租を行うにあたって「甚だしい^{ばあ}至には軽生図頼をする」と書かれている。この軽生図頼という行為は一体何なのだろうかということが疑問として起こってまいります。

2. 抗租と法制

16世紀の終わりくらいに抗租という問題が農村社会の風潮になっている状況を受けまして、1727年、清の雍正帝の時代に、抗租を禁止するという法律——「抗租禁止条例」と呼んでおきたいと思います——が制定されます。この抗租禁止条例の内容には大きく二つの問題が含まれています。一つは地主が佃戸を虐待するのを禁止すること。もう一つはそれに対応して、佃戸が小作料を滞納している場合は、杖80（30板）の処罰と滞納した小作料をきっちり地主に払わせることです。この法は、明末から抗租が風潮化している状況を受けて、18世紀の初めに制定されました。重田徳氏は、この18世紀の初めは、税を徴収する基盤を土地に置く地丁銀制が全国に普及した時代で、清朝国家権力が地主制権力となった法的な表現がこの抗租禁止条例であると解釈されています。しかし、この条例の制定過程を見ていきますと疑問が出てきます。基本的に、法は官僚たちが上奏文で皇帝に提起し、皇帝がそのようにせよという形で制定されていくというのが一つのスタイルです。しかしこの場合は、官僚の上奏のなかには地主の佃戸虐待の問題が取りあげられていました。それに対して、雍正帝は地主の佃戸虐待だけなら一面的でバランスに欠ける、逆に佃戸が地主に小作料を払わなかったらどうするのだという問題提起を、官僚たちに突き付けました。それを受けて中央官僚は、地主の佃戸虐待という問題と抱き合わせで、抗租禁止という法を制定しました。直接この法の制定に関与した官僚の史料には、「縦え租課を拖欠したとしても、亦た宜しく地方官に呈稟して究追してもらうべきである」とあり、法の有無は問題でなく、抗租が訴え出てきたらそれは地方官が処罰をやればい

いだろうと仰っています。そうしますと、雍正5年の抗租禁止条例というのは、それほど画期的なものではなかった

ということになります。

抗租禁止条例が制定される前に、地方官は本当に抗租の問題を一切取り上げなかったのかというと、実際には取り上げられているのです。例えば福建の事例などは、17世紀になったばかりの話です。裁判の判決で、「廷宥（抗租した佃戸）を罰穀三石とする。」という処罰が行われた。罰穀三石という処罰は、法に明記された処罰ではなく、これを裁いた祁彪佳という地方官が自分の裁量で行った処罰です。実際に抗租は裁かれ、裁くに当たっては滋賀秀三氏が「常識的なバランス感覚」という言葉で表現された地方官の裁量によって処罰が行われています。ですから、法があろうがなかろうが関係なかったことになりません。抗租禁止条例が制定される以前の抗租事件の裁判史料には、王簡庵という裁判官が、「抗租は罪だ」というようなことをはっきりと書いています。まだ法律ができていないにも拘わらず、抗租の罪という言葉が出てきている実態があります。その裏返しとして、抗租禁止条例ができた後、1868年の『江蘇省例』という条例のなかに「嗣後、抗租した佃戸を比賈するときには、滿杖（杖100）を過ぎては得ない。更に重くても、僅かに枷示を准ずのみであり、濫りに木箠を用いて、例議を干すことをしてはならない。」とあります。これはどういうことかといいますと、当時抗租した佃戸を裁くときに、それぞれの地方官が、杖100という処罰を行っている、抗租禁止条例の規定は杖80ですから、国家の法を超過した処罰が平気で行われているということです。木箠を用いる処罰とは、一日中足を曲げることさえできない、ほぼ背伸び状態で箠のなかで立たされている大変な苦痛を与える処罰です。こういう法の規定を超えた厳しい処罰がなぜできるかといいますと、法に基づいた処罰というものが絶対的な条件ではなく、地方官は自分の裁量でかなり自由に処罰することができ、その裁量が肥大していくと、こういう苛酷な刑罰が登場してくることもなるという、その証しになるかと思っております。それと同時に、抗租禁止条例ができる以前に、抗租をお上に取り上げないという記事も、康熙年間の史料に出てきます。これには、抗租が頻繁に行われていて困るということが書かれていて、「田主が、地主が抗租の取締を呈稟たとしても、則ち官長は細故と視為して、些細な問題とみなして受理しようせず、即い受理したとしても、亦た遷延したり寝擱にして、終には佃租（小作料）を比追することさえしない」とあります。これはどういうことかといいますと、抗租の問題を受理しないという事例が実際にはあり、それと同時に、抗租の問題は些細な問題だから、民間のレベルで勝手に解決しなさいという観念が当時はあったということです。ですから、抗租の問題はそれを裁判に受理しようが受理しまいが、地方官の考え方一つにかかっていたという、非常にあいまいな状況がここには出てきています。

こうした非常にあいまいな状況というのは、この時代に登場してきたのかというと、実はそうではありません。この問題に関連しまして、濱島敦俊氏は、里老人制という前提があるから、お上は明末になっても抗租の訴えを取り上げなかったと解釈したわけですが、里老人制というのは本当にそのように厳密に実施されたのかということが問題になってきます。明の初めに、明朝が農村社会を統治するための基本的なシステムとして里甲制が実施され、そのなかで農村の紛争を解決するための制度として里老人制が実施されました。この里老人制が特異なのは、里老人制に裁判システムとしての側面があるということです。これは民事事件（土地争い・離婚問題・家庭内の争いなど）や軽い刑事事件（ちょっとした殴り合いや盗難）といった、当時の中国社会で「戸婚田土の案」と呼ばれた些細な事件

について、里老人が第一審の裁判権を持ち、里老人たちには刑罰権（棒で殴る刑罰）が与えられます。そうした事件についてお上に訴え出たとしても、越訴ということで、訴えた人間が処罰されるという厳しい法が施行されていきました。その内容を書いたものが『教民榜文』です。しかしこの里老人の裁判システムというものは、あくまでも制度的な理念であり、実際に里老人制が農村社会に実施されたものとは違うだろうと考えられます。越訴の禁止は、このとおりに行われた訳ではなく、明の初めでも些細な問題が県レベルに訴えられ、それを受理している状況がありました。それから、里老人に刑罰権が与えられたことも、実態には合っていないようです。里老人が実際に裁判をやっていた事例は残っていますが、刑罰を執行している例というのはほとんどありません。お互いのケンカを、仲裁するようなレベルの裁判であったという実態が明らかになってきました。そうした制度の建前と、実態の違いを考えたときに、里老人制が実施されていたから、お上に抗租の問題を訴えることができなかったという解釈は成り立たないわけです。

これに関連しまして、東京書籍の『世界史B』では、里甲制について「土地台帳と戸籍・租税台帳をつくり、宋の隣保制度を発展させた村落行政組織、里甲制をしいて徴税を軌道にのせた」と書かれており、大体里甲制といいますと徴税の問題が大きくクローズアップされてくるのです。里甲制のなかで里長戸がやる仕事が、「催辦錢糧」と「勾撰公事」です。「催辦錢糧」というのは税を徴収する仕事、「勾撰公事」というのは、従来は公務全般と解釈してきましたが、最近実はそうではないということが明らかにされて、今までの里甲制の通説が大きく転換しようとしています。日本史専門の方はお分かりになるかと思いますが、公事とは裁判に関わる言葉です。明初の「勾撰公事」というのは、地方の公務一般ではなく、訴訟事件における裁判の逮捕とか関係者の拘束を示すことを、岩井茂樹氏が証明されました。これから考えていきますと、里甲制においては徴税が肥大化して考えられていますが、徴税業務ともう一本の重要な柱の司法業務をバランスよく考えて行われていたようです。前近代の中国社会において、皇帝によって派遣された地方官の重要な仕事は二つあります。一つは「錢穀」といい、税の取り立てです。もう一つの仕事は「刑名」と呼ばれ、まさしく裁判をやることです。地方行政官の重要な仕事の二本立て、税と裁判、これが里甲制にそのまま与えられて実施される、となりますと、里甲制というものを、実はもう一度解釈し直さなければならなくなってしまう。

再度、万暦『秀水県志』の「租の滞納を告げる者については、放置して問げようともしない」というところの解釈に戻りますと、私の解釈では、公権力の抗租への対応のあり方は、法の有無によるのではなく、抗租という問題の性格は戸婚田土の案といわれる些細な事件ですから、こうした事件を受理しようがしまいが、どう裁こうが、あくまでも地方官の裁量の問題であり、こうした状況こそが、伝統中国的な法文化というものに覆われた状況であったということになるわけです。ですから、抗租禁止条例の画期性というものは否定されなければならないということになるのです。

3. 抗租と図頼

図頼というのは、ある種争いを起こした相手を恐喝する、あるいは恨みをもった相手を誣告して罪に陥れる目的のために、人間の死、あるいは死骸・死体というものを利用する行為です。その場合の人間の死や死骸は、大体はその恨みをもった当事者が自殺したり、

当事者の身近な親族を殺したり、その親族に自殺してもらうなどします。人間の死を前提としてこういう行為をやるということは、私たち日本人にとっては何とも解釈しづらい行為ですが、これは抗租における究極的な形態という気がいたします。凶頼という行為は、明・清の法律に禁止が規定されているにもかかわらず頻繁に起きています。具体的な事例を説明したいと思います。それが『点石斎画報』「刃佃」の記事です。『点石斎画報』は、清末、1891年に上海で発行された絵入り新聞です。絵の前のほうに座っているのが地主の兄弟、奥の窓のところの首吊りをしようとしている人が佃戸のお母さん、その両サイドに立っている二人が佃戸夫婦ということになります。この史料によると、抗租を貫徹するために自分の母親を自殺に見せかけようとして殺す、こういう行為が行われているわけです。この史料では、凶頼は未遂に終わりました。見つけた地主も、自分が呼ばれているときに自殺されると自分に罪がかかってくるので、慌てて表に飛び出して「俺は無関係だ」ということを隣近所に触れ回るわけです。これは結局未遂に終わったけれども、最後は小作料を払わないで済み、小作していた土地を事実上自分のものにしてしまったと書かれています。ですから、地主に対して佃戸が抗租を行う時に、凶頼という行為は非常に有効なものであるということが見て取れます。

次にもう一件、康熙36年に福建省汀州府上杭県で起こった、小作農民の妻、傅氏という女性が自殺する事件です。この事件は、羅日賓という佃戸が小作料を滞納し、地主の鄧公瑾・鄧公麟という兄弟に呼び出されて、妻の傅氏が、地主のところに出掛けていって言い訳をしようとするが、ケンカになり、兄の鄧公麟が竹棒で傅氏を殴ります。傅氏は家に帰って毒を飲み、もう一度地主のところに出掛け、地主の蔵のところで地主とケンカをやるのです。それで死ねば地主が殺したことになるからです。実際は、地主は何とか振り払って逃げて隣近所に言い触らしたわけですが、傅氏が死んだ後に、一族の羅啓碩という人物が、地主にこの傅氏は強姦されて殺されたと告訴し裁判になりました。この裁判を王簡庵が裁いたわけですが、実際に地主の鄧公麟は傅氏を竹棒で殴ったため罪は免れず、「威逼人致死」という罪で杖100という処罰を受け、それと同時に、法律の規定通り、その親族には埋葬銀として10両という金を払わされることになります。ところがここで注目すべきことには、これを裁いた王簡庵は、これは凶頼であるということをはっきりと認識しておりました。史料に「明らかに傅氏は鬻（争い事）を尋めて凶頼し、竟に死を以て羅啓碩等に徇したのである。」とあります。死を以て羅啓碩等に徇したとはどういうことかといいますと、ここで私が死ぬから、この死を利用して地主をやり込めてくれということなのです。その場合、この死骸を利用して恐喝してもよいし、死骸を利用して地主を誣告してもよい。何とか恨みを晴らしてくれということ自分で死ぬ、これが凶頼という行為です。

なぜ佃戸たちは抗租において凶頼という行為を選択するのかということを考える必要がありますが、これに関わってくる問題として、「威逼人致死」という法律の存在があります。これは法制史家の滋賀秀三氏や中村茂夫氏は「自殺の誘起」とか「自殺誘起罪」というふうに呼びます。滋賀氏はこれは比較法制史上恐らく他に例はないだろうことを言っているくらい中国的な法で、1979年に公布された現在の中国刑法のなかにも、その残滓が残っております。自殺誘起というものを罪と見なす法文化が、実は凶頼を引き起こしてきているのではないかと。凶頼と威逼はどちらも一枚のコインの裏と表の意味がある。Aという人物が、Bという人物から威逼を受けます。その場合に特徴的なのは、Aという人物がBよりも地

位が上の人間だということです。圧力をかけられた下のBという人物は、単に泣き寝入りして自殺してしまうというのではなくて、自殺を利用した凶頼という行為でAに対して報復を図る。こういうものです。ですから、凶頼が行われる背景には、自殺誘起ということが罪であるという観念が前提になる。実際に凶頼事件が裁判に持ち込まれたときにどう裁かれるかといいますと、凶頼が裁かれるケースは非常に稀です。当然凶頼をやるからには前提として誰かの死、死体が存在する。そうしますと、凶頼を裁くときには、まずその死体、あるいは死というものが問題にされる。恐らくこの死は、誰かに圧力をかけられた自殺だろうということになるわけです。ですから、大体凶頼が訴えられたときには、凶頼としてではなく威逼による死としてお上は取り上げ、実際に凶頼を行った人間たちは処罰されない。逆に凶頼をやられた側が、お前らが威逼したからだということで、埋葬銀10両という金を、凶頼をやった人間に支払う構造になっています。こうした、法によって凶頼が裁かれない状況が、凶頼を一般化・風潮化させるという現象をもたらし、抗租という地主に対する抵抗のなかにも凶頼が取り入れられたということになります。

おわりに

今日お話ししましたことは、抗租の問題を、伝統中国社会の「変わらない部分」との関連で見ること、二つの側面からお話しをして参りました。第1の側面は抗租をめぐる外在的な側面です。抗租という問題に対して公権力は一体どう対応していたのか。地主制発展の一つの所産として起こってきた抗租が一般化した状況に対応するために、清朝権力が抗租禁止条例を制定したと解釈するのではなく、むしろ、抗租は些細な戸婚田土の案だと捉え、「情理」といわれるような個別的な状況の認識とそれに対するバランス感覚で対応すべきとされている。それはある歴史段階に対応したものではなく、中国社会が持っていた持続的な考え方に関わってくる問題という点が第1点です。第2の側面は抗租の内在的な側面です。凶頼という行為は、決して明末清初という時代にだけ登場してきた問題ではないということです。私の考えでは宋代あたりから、凶頼という行為が頻繁に行われており、そうした持続的な民衆文化のなかで生み出されてきたものとの関連という問題があります。佃戸たちは、なぜ凶頼という行為をしたのか。一つは伝統中国の法文化の影響がある。それは裁判の有り様や、威逼人致死といわれる自殺の誘起を罪と見るような文化が、抗租を選択させたということになると思うのですが、それと同時に、凶頼は悪であるという一面的な構図には、必ずしもなっていなかったのではないかという問題が関わってくる。佃戸が地主との関係で、ある一線を踏み越えたときに、佃戸たちにとって「凶頼をしなければならぬ」という行為規範、秩序意識とでも呼ぶべきものがある。法秩序とは別の、中国の民衆文化のなかで育まれてきた、それぞれの人々の秩序観というものがあり、そのなかで凶頼というものが選択される。我々は凶頼が非道徳的な大変な事柄だと考えるけれども、しかし、その行為を選択する人々にとっては、決してそういうものだと考えられていない。凶頼を行うために死ぬ親族たちを受け入れる人々、考える秩序を解明することによって、村松祐次氏が「do's and don'ts」の体系と呼んだような体系のなかで、凶頼という行為が位置付けられるという感じがいたします。いわゆる「心性史」という分野との関連で、そうした凶頼を選択する人々の心性の底にあるものは一体何か、少し短絡的にいいますと、そこにはある種の死生観、人間の死・「あの世」というものをどう捉えるか

という観念が存在しています。抗租の禁止を通達した地方官の論し文に「服毒を慣れ行い、詐害は陰なり。那んぞ死別と生離とを計べんや」という文句があります。死んで別れようが生きて別れようが同じものだと佃戸たちが考えているということが書かれており、彼らの死生観を単純化しますと、「生」の延長線上に「死」というものがあり、「生」も「死」もそうたいして変わらない、死んでも死んだ後でちゃんと生きていけるという死生観だといえる。こうした民衆文化の総体を捉まえることによって、実は今まで、抗租という行為が地主制発展の歴史的な発展段階のなかにきれいに位置付けられていたというこの事柄も、もう一度相対化して見ることはできるのではないかと思います。

研究発表 I

吉田 徹「音楽教材を取り入れた世界史の授業」

はじめに

昨年から世界史の必修化が始まったが、生徒の反応はというと、「世界史＝暗記科目」というイメージがあるのか、学習に対しての意欲があまり感じられない。このような生徒に対して授業を成立させるためには、従来の板書中心の授業だけではなく、さまざまなアプローチからの授業方法が必要なのではないか。そのひとつとして、「音楽教材」を動機付け、授業理解の材料として使用してみた。

1. 音楽教材の試みについて

(1) なぜ音楽教材なのか？

教員1年目板書中心の授業に行き詰まり、「音楽」を使うことを思いついた。自分でも興味があった「モンゴルの馬頭琴」を聞かせたところ、生徒の集中の度合いは大きくなり、それ以後さまざまな音楽教材を使用するようになった。あくまで「趣味」からスタートしたものだが、成功した原因としては、現代の子供たちは音楽に対する興味・関心が非常に高く、音楽教材を使うことにより生徒と授業者の「接点」ができたのではないか。

「生活と文化」を扱うことは新指導要領でも重要視されており、自分の専門である社会学も生かせるのではないか。「音楽」も生活の一部ではないのだろうか。また、歴史を学ぶことは、「人間を学ぶ」ということである。そしてその人間はそれぞれの時代背景や地域性・民族の習慣などの違いによって、その喜怒哀楽や欲求について表現の仕方も異なる。その相違の面白さや驚きが、歴史を学ぶ楽しさにもなるはずである。そして、人間の表現活動の一形態である「音楽」を学ぶことも、歴史を学ぶことにつながるのではないか。

また音楽は、良くも悪くもイメージを喚起する。そのイメージは評価できない。できないが故に、成績・評価に縛られない雰囲気の中かで授業ができるという利点もあるのではないか。

(2) 授業における音楽教材の分類

できるだけ、授業のなかでの位置づけを明確にして使用するよう気をつけている。こじつけ的なものは可能な限り排除したい。ストックは現在120曲ほどあるが、次の三つに分類される。

- A) 資料性の高い教材（曲や作曲者の背景が授業内容と合致する）
- B) 導入の材料として、あるいはその時代の雰囲気をよく伝えるもの
- C) 単にイメージを想起させるだけのもの（BGM的な利用）

いずれを使うにしても、それを使う「意図」「目的」を生徒にあらかじめ伝えることが必要である。また、生徒にはその曲のつくられた時代などのデータも明示し、混乱を招かないようにしたい。

D) 音楽教材の使用例（実際の音楽を聞きながらの説明）

(a) モンゴル帝国の成立

- ・「馬頭琴」……ネックのところが馬の形をしたもの。モンゴルの伝統的な弦楽器“草原のチェロ”ともいわれる。この曲をかけながら、遊牧民の生活、モンゴル人の風習などの話をした。
- ・「ホーミー」……モンゴルの伝統的な発声法。一人の人間が二つの音を出す。幼い頃から訓練しないと肋骨が折れてしまう。ラクダの気を鎮めるときに使う。

(b) イスラム世界と文化

- ・「コーラン」の朗読テープなど

(c) フランス革命～ナポレオン

- ・ベートーヴェン：交響曲第3番「英雄」
- ・チャイコフスキー：大序曲「1812年」
- ・ベートーヴェン：「ウェリントンの勝利」
……皇帝となったナポレオンの敗戦の報を聞いたベートーヴェンが作曲したもの。時代背景をよく現しており、授業のなかに入り込んで使える。戦闘の雰囲気もよく伝わってくる。

(d) 産業革命

- ・「ア・ハード・デイズ・ナイト」
……労働者階級出身であるビートルズの曲。多少こじつけかもしれないが、産業革命を支えた労働者の気持ちを歌った曲。ロックということもあり、生徒の反応は良かった。

(e) アメリカ南北戦争

- ・「草競馬（S＝フォスター）」……ゴールド・ラッシュ時の雰囲気を伝える。
- ・「時には母のない子のように」などの黒人霊歌……過酷な奴隷制。
- ・「リパブリック賛歌」……南・北両軍に歌われた。
- ・「ヤンキー・ドゥードル」……植民地時代に、戦意高揚のためによく歌われたもの。1900年頃の録音。「アルプス一万尺」のメロディーで、生徒にも親しみやすい。

(f) 19世紀のロシア

- ・「ヴォルガの舟曳き歌」・ショパン：ピアノソナタ第2番「葬送行進曲つき」

・ムソルグスキー：組曲「展覧会の絵」・その他ロシア民謡など

……ロシア民謡にはかつて自由を束縛されていた農民や下層労働者の生活感を歌ったものが多い。

曲の他にも、単なる「音」や「音声」の教材化も試みている。一番うまくいったと思うのは、F＝ルーズヴェルトの就任演説である。非常に聞きづらいものであったが、大恐慌を前にした迫力のある演説に、生徒は真剣に聞き入っていた。聞いた後は、演説をもとにして、当時の時代背景を考えようという、普段なかなかできないような授業になった。

また、日本史の時間にも「雅楽」や「読経」、遊び的な雰囲気も取り入れて、合戦時の「鳴り物」なども取り入れている。

E) 音楽教材の課題

音楽教材を利用した授業の評価であるが、おおむね生徒の反応は良い。7割の生徒が「楽しい」と答え、6割が「効果がある」と答えた。ただ、注意しなければならないのは音楽教材はあくまで「手段」であり、「目的」ではないということ。また、使用する目的をはっきりとさせておくことも重要である。

今後取り組んでいきたいものとしては、「現代史での音楽教材の開発」「エスニック音楽（西洋中心史観を是正するためにも）」「実物教材を組み合わせる音楽教材」などがある。そして、音楽の「より授業の内容に深く関連づけた使い方」を研究していきたい。さらに「教材のシステム化」をすすめ、テーマに沿って系統立てたものを作っていきたい（パソコンによるデータ・ベース化など）。

F) 音楽教材の入手法と参考文献

音楽教材の使用については、名寄高校の出口敬智氏からヒントを得、札幌西高校の吉嶺茂樹氏の実践も参考にさせてもらった。綿引弘氏の『手に取る世界史教材－入手と活用』（地歴社）は、まさに“バイブル”である。本校社会科の青塚氏からのアドバイスも多い。

入手方法としては、一般的なものは札幌市内のレコード店であれば、大体のものは揃っているのをこれを利用できる。特殊なものに関しては、カタログを取り寄せ、通信販売で入手する。東京・神田の内山書店からカタログがでている。

2. 教科通信／資料プリントの試みについて

より世界史を身近に感じてもらうために、「教科通信／資料プリント」を作成・配布している。生徒との距離を少しでも近くしたい。

3. モノ（実物／レプリカ）教材の収集と活用

“本物の迫力”はやはり、生徒に対して説得力がある。注意して探すと意外なものが手に入る。ロゼッタ・ストーンのリプリカは、FAXを利用した通信販売で大英博物館から手にいれた。他にメトロポリタン博物館の通信販売用のカタログもある。ロンドンの戦争博物館には、第一次世界大戦時のアメリカ・イギリス・ドイツなどの各国の戦時中のポスターなどおもしろい資料もあった。

4. ビデオ教材／スライドの活用について

視聴覚機材の不足のため、活発な利用はしていないが、授業内容の理解の手助けになる

ものもあり、今後研究したい。旅行の際のスライドの使用も、動機付けの一つの方法として効果的である。

おわりに

はじめは、「50分の授業をどのように成立させるか」であった。まだまだ未熟であり勉強中であるが、今回の授業方法では、生徒と世界史の“距離感”を多少は縮めることはできたような気がする。世界史は「巨大」な教科であり、教えるにあたっての課題が次々に自分の前に現れ、危機感を持っているが、なんとか立ち向かっていきたい。

(質疑応答)

Q：音楽教材を使った場合、進度はどうか。(南富良野高校 古屋)

A：音楽教材を使うから、進度が遅くなるということは特にはないと思う。第二次世界大戦終了までは進む。

(意見として)膨大な量になる資料を、どの様な視点を重点的に置いて使用するか。例えば「モンゴルの馬子歌」は「日本の馬子歌」の源流であるが、このような世界史のなかの文化的な交流を示す視点で授業を行うのも良いのではないだろうか。

(東京桐朋高校 綿引)

Q：曲ができたときの具体的な背景は説明するか。(北海道工業高校 齊藤)

A：すべてはおさえていない。わからないものもある。資料性の高いものについての教材には、説明できるものが多い。

(意見として)例えば、宗教改革の「英国国教会の典礼音楽」の作者、ウィリアム＝バードはカトリック教徒である。その彼が国教会の曲を作らなければならなかった背景には、「宗教統一令」の強制力の強さがある。また、メンデルスゾーンはユダヤ人でプロテスタントであるが、カトリックの音楽を作っている。なぜか、などのアプローチなどもある。また、世界の民族音楽を集める場合、「芸能山城組」からいいCDが出ているので活用してみてもどうか。(同)

Q：「モンゴルの馬頭琴」の生徒の反応はどうか。自分だったら「五木の子守歌」と似ていると思い、民族的に身近に感じるが。(札幌南高校 華輪)

A：最初は驚いたが、特別な関心までは示さなかった。ただ、「オルティン・ドゥー」は「追分」と似ており、比較して聞かせると、生徒は日本人とルーツが同じだという実感を持ったようだ。

Q：これらの資料を学校全体で活用しているか。(釧路北陽 窪田)

A：同僚の教諭がクラシックに詳しく、お互いに刺激を与えあいながら活用している。資料のリスト化にも取り組もうと思っている。

Q：「楽器」からの授業展開を行ったことはあるか。(同)

A：行ったことはないが、できればこれから取り組んでいきたい。関心はある。

Q：時間的に(特に演奏時間が長いクラシックを)どのくらい音楽教材に取っているか。

(釧路東高校 三輪)

A：板書やプリント作業の最中にBGM的に流すときもある。長い曲の場合は、必要なところ、印象的な一部分を聞かせる。

Q：今の生徒は一般的にクラシックは嫌いだと思うが、そのなかで、生徒が一番興味を持ったものはどんなものがあるか。逆に受けが良くなかったものは何か。(同)

A：その通りだと思うが、授業の内容・展開と強く関わってくるシーンで聞かせれば、意外と良く聞くのではないか。例えば「我が祖国(スメタナ)」など。やはり、主題とぴったりに合ったものは受けがよい。

Q：アメリカ大統領の音声教材に、F＝ルーズヴェルトの就任演説の他にどんなものがあるか。(天塩高校 飯田)

A：これは就任演説中心の英語の教材である。第一巻にルーズヴェルトの就任演説が入っている。この他にトルーマン、アイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン、ニクソン、フォード、カーター、レーガン、ブッシュ、クリントンまでである。

研究発表 II

吉嶺 茂樹「ネットワーク論について」

1. はじめに

この報告は、私が『ネットワーク論でとらえる世界史』（東京書籍）を読んで興味を持ち、筆者の宮崎正勝氏（当時筑波大学付属高等学校、現北海道教育大学釧路校教授）とコンタクトを取ったところから始まる。また宮崎氏は『イスラムネットワーク』（講談社選書メチエ）を昨年著している。一昨年、宮崎氏にお話を伺い（宮崎正勝先生を囲む会：於札幌西高校）、なぜこれらの本を書いたかを詳しく聞き、その話をまとめたものが今回の報告である。

2. 講演内容のまとめ

現行「世界史」の枠組みは、19世紀ヨーロッパでつくられたものが中心であって、現状に合っていない。私は、急速な世界経済の国際化のなか、グローバルな認識が必要と考えて、『地域からみる世界歴史年表』（聖文社）を作成してみた。ヴェトナム史専攻の桜井由躬雄氏から、東南アジア史は「発展段階説」的な考え方ではとらえきれず、「都市間ネットワーク」の視点で歴史を把握したほうが良いという指摘を受けたこともある。

人間の「交易」を主軸に置いた教科書があってもいいのではないか。こうした考え方は『世界史B』（東京書籍）にまとまった。今までの概念に、商業民族や海洋民族を組み込んだ歴史理解ができないか。ネットワーク論によって、歴史を、陸のネットワーク→海のネットワーク→世界システムの形成→資本主義社会という、つながったものとして考えるパラダイム転換ができないか。そう考えたからである。

パラダイム転換の必要性は、「1945年でヨーロッパ中心の歴史が終わった。これからは国際的な時代にふさわしい世界史が書かれなくてはならない」という、バラクラフ（『転換期の歴史(History in the changing world)』）の指摘のとおりである。ところが日本では、「歴史教育」は国家や社会の要請を受け易い「応用史学」的なもの、「歴史研究」は

「純粋な学問」であるという分離がされている。社会変化に対応していかななくてはならない現場教師と、歴史研究者に携わる人たちの意志のずれがある現状では、世界史を学ぶ目的 — 現在世界を説明し、未来の子供たちが世界を予測する際にどんな立場でものを考えるか、という視点を教えること — が果たせない。バラクラフは1955年の段階でそれを指摘しているのである。

翻って、現行「世界史」の歴史観は「中国の自分史（中華帝国の歴史観を基盤とした）」と「19世紀西欧が如何に正当な理由で世界を支配したのかを説明するための歴史理論」をつなげたものであると言えよう。こうした歴史観の問題点は何か。

まず、「文明と未開」という二極対立のなかで歴史を把握しようとするものがあげられる。これはマルクス主義にも影響を与えていて、そこでは多様なアジアの実態が「アジア的生産様式論」としてひとくくりにされている。こうした、一定の、我々が“客観的”と思っている「価値意識」が我々のなかに潜んでおり、そのなかで歴史を教えているということを自己確認しなければならないのではないか。

次に「進化史観」である。ここには「人類が、如何に自然と共存しようとしてきたか」という視点がまったくないのではないか。

また「一国中心史観」がある。主権国家になっていない段階の社会を世界史にどう位置づけるか、ということが認識されず、“付け加え”という形でしか扱われていない。例えば、フランス革命を、「一国中心史観」でなくネットワーク論で捕らえてみると、この革命の意義は、「nation」と「people」を合体せしめ、ギルドなどの中間的システムを破壊し、政府によって国家が支配されるようになったことと言えるのではないか。「主権国家」は必ずしも絶対的なものではなく“相対的なもの”としてとらえることができるのではないか。これは、現在の民族問題ともつながる。

では、「ネットワーク論」とは何か。「ネットワーク論」とは「都市という人間が作り出した人工的空間に注目し、都市と農村、都市と都市のネットワークにより歴史過程を説明しようとする歴史把握の方法」と定義できる。「都市」は、政治や宗教や交易などの様々な人間のネットワークの上に成立する。例えば、都市が農村から食料を供給される場合に、その食料は農民の「余剰」などではなく、都市が農村を支配するなかで生み出す「強制的な社会的余剰生産物」なのであり、都市はその性質上食料を生産できないから、恒常的にその獲得を農村に期待する。そのときに必要となるのが、法律や官僚制度といったネットワーク的システムであり、都市はそれを強固なものとするために軍事力を整備する。こうして多くの民族が居住する広大な領域が「大都市＝首都」の支配下にシステム化され、「世界帝国（＝異民族を支配する国家；例えば、アッシリア、アケメネス朝、パルティア、ササン朝、マウルヤ朝、秦漢、ローマ帝国）」が成立する。現在の「文化圏」学習は、これらの世界帝国を前提として考えられている。それら世界帝国同志を結ぶルートが「絹の道」であり「海の道」なのである。

『イスラムネットワーク』のなかで述べたが、個々に成立した文化圏に重なる世界帝国が、単一の国際社会（ヨーロッパを中心とする世界システム）になる過程で、イスラム社会が重要な役割を果たしたのではないかと思う。この本はそのところ—アッシリアやパルティアなどの文化圏を中心にして成立した、異民族を支配する「世界帝国」と、ヨーロッパを中心とする大航海以後のシステム化された「世界史」とをつなぐ役割としての「イス

ラム社会」を「ネットワーク論」でとらえるとどんなことが言えるか、ということ一をまとめたものである。

イスラム帝国はアッバース朝期に、それまでにない「商業帝国」を形成した。その社会は、地中海・インド洋・南シナ海とをつなぐネットワークを形成した。また、ロシアの川のルートを使い、北欧とも結びつき、さらにシルク・ロードと「草原の道」とも結びつく。こうした形態の帝国は、それまでの帝国の概念－異民族を支配して成立－とは明らかに違い、名付けるとすれば「ネットワーク帝国」となるのではないか。そうすると「世界帝国」→「ネットワーク帝国」→「世界システムの形成」というプロセスは、我々が世界史をどんなイメージで一年間教えていくか、という際のひとつの指針となるのではないか。

イスラムの文明は「都市」を中心とすると言われるが、宮崎氏は「都市というのは非常に恐ろしいところで、住み難いけど便利で、情報・人・カネが集まり、時としてそれらは人間を墮落させる面がある。」といわれている。イスラム都市が衰退した理由は、都市にサービスが集中し、イスラムへの強制力がエネルギーを失っていくなかで、経済的なものを担っていたトルコ人が支配的な地位を獲得していく。アラブ人は「カリフ」として、ネットワークを形成する要因の一つである、宗教上の権威としての存在価値を見いだす。ただし、トルコ人は基本的に商業交易になじまない民族であったため、それらの担い手は、「モンゴルネットワーク」に移行していく。モンゴル人は、ネットワーク帝国を形成していく際に重要なもののひとつであり、その“芯”になるような「宗教」をついに生み出さなかったため、そのネットワークは100年足らずで崩壊してしまった。残存した交易ネットワークをシステム化するために、ティムール帝国は成立したが。

そうすると、新しいネットワークとしてのオスマン帝国は、モンゴルネットワークの周辺にあったイタリア諸都市やモスクワなどが、その利益を保持するため、今まで持っていたネットワークを使って形成されたものと考えられるのではないか。

大航海時代以降、アッバース朝やモンゴル帝国やオスマン帝国などの「ネットワーク帝国」が「世界システム」の中心地域(＝北西ヨーロッパ)の軍事力に屈服し、ヨーロッパのネットワークに逆に吸収されて「資本主義社会」が成立する。コロンブスの大西洋航路発見は、大西洋のネットワークを使用して行われ、後にアメリカ大陸に広大な土地を獲得し、そこをヨーロッパに従属させる地域にかえた。その経済的な暴力システムとして必要とされたのが「資本主義」と考えた方がよいのではないか。「世界システム論」などの“世界の一体化”の説明の開始時点はここなのである。

では、「世界システム論」とは何か。これは、アナル学派にも影響を受けているI＝ウォーラステインの提唱によるものだが、簡単に定義すると「歴史を一国的な発展として理解せず、『関係の総体』として理解する」ということになる。15世紀以前の世界上の諸地域は、内部に「分業と経済的交換関係を持つ複数の文化体」を持つ世界システムとして存在していた。これが先の例で言う「ネットワーク帝国」に当たる。中華帝国や、ヨーロッパ、イスラムなどの“地域”において、市場という交換関係を通じて、その領域が経済的に一体化するシステムのことである。

15世紀以降は、「ヨーロッパ世界経済」のもとに地球全体が統合される時代になった。近代以降の世界システムは、市場関係で結ばれた経済的な関係のなかに、別々のネットワーク帝国を統合するものではないか。こうした「世界システム」は、個々に存在した文化

圏を平等につなぐものではなく、あくまでヨーロッパを中心に、他を周辺として経済的に収奪する対象としてしか捉えないものであった。

急激に豊かになったヨーロッパ社会は、それぞれが持っていた国家システムを共存させる道を歩んだ。そしてウエストファリア条約により、「主権国家」システムが成立するのである。

また「産業革命」をネットワーク論からとらえると「都市の肥大化」と言うことができる。都市は大規模生産の場であるが、その都市が鉄道や蒸気船で結びつきネットワークが成立すると、ヨーロッパ都市に経済的に奉仕する膨大な地域ができあがる。その都市を支配するものたちが国王に代わって国家を動かす主体となる。議会制度などがこれに当たる。政治システムが変われば経済的なシステムも変わる。

「帝国主義」時代は、都市がさらに発展するために従属させる地域と、それを支配するネットワークが必要となった結果、国家が植民地の拡大を競った時代だったのではないか。

翻って、現代社会はそうした相互依存関係（ネットワーク）が明確になりつつある。例えば、「都市間問題の成立（地球的規模の環境問題）」や「主権国家システムと経済実態とのズレから発生する民族問題の発生」などがそれに当てはまる。EUなどに見られるように、経済システムの世界化が政治的なシステムの順応・変化を要請したりする場面がでてきたりしている。また、かつて植民地であって、独立するとき旧宗主国の「主権国家システム」を取り入れた国々で起きていた問題として、マジョリティによるマイノリティ支配の問題があげられるであろう。

21世紀は「国家」像が崩壊し、都市と都市とが網の目のようにコンピュータによって結びついたネットワーク社会が到来するだろう。そのなかで、はたして政治システムはどのような形態となっていくのか。地球環境と共存できるか。これらのことをイメージさせられる「世界史」でなければいけないのではないか。自分が「ネットワーク論」を考えるようになった理由はここにある。

3. ネットワーク論の意義と問題点

私自身（吉嶺）の考える三つの意義は、①国家を、ネットワークがシステム化される状況とみなすため、国家の存在形態の多様性（国民国家だけではなく例えば“商業国家”なども含め）、国家の膨張・生成・発展の過程が、「ネットワーク発展」として一貫して説明できる②アフロ＝ユーラシアの歴史においては、ネットワークが強力な地域は時代により移動する。この大規模なネットワークを中心に「世界史」が構成される。従って「ヨーロッパ中心史観」の脱却が比較的容易で、「西アジア・中央アジア」の比重が高まる。③「ミニ＝システム（農村・都市）」→「世界帝国（異民族支配）」→「ネットワーク帝国」→「世界システム」という段階をおって世界の一体化が説明できる、という点にある。

また、今までの歴史学が積み上げてきたものを否定するのではなく、こうした考え方をすることによって、一年間の世界史の授業のなかで、イメージを膨らませた展開が可能になっていくのではないか。生徒にそれをイメージさせる現場の教師が、研究者から史実の真偽を指摘してもらおうと同時に、「問題提起」という形で、研究者に要請することによって、研究と教育の相互作用ができあがっていくのではないか。

しかしながら、その欠点として、「文明の伝播と交流」は説明しやすいが、「社会構造

の質的变化」は説明しにくいということがある。古いシステムから新しいシステムへの「転換のプロセス」が明らかでなく、従って“一定のパターン（商業の支配者が変わって新しいネットワークができる、といったような）”を反復・拡大するだけの「静的」な歴史把握になりやすい。さらに「国家」をどのようにとらえるか、どのような役割を果たす存在なのかをもっと考える必要がある。個人的には、「2世紀にネットワークが成立していたのか」という疑問がある。人間と人間が単に交易をしていた。その時に彼らは意図的に「ネットワーク」を形成しようとして活動していたのだろうか。

その他、ネットワーク論に対する批判として、12世紀にすでに「世界システム」は成立していたというものや、「トインビーの文明史観」に対する批判、即ち頭のなかにある歴史のイメージに適合した歴史的事象だけをつなぐことによって語られる世界史は、大きな錯覚であるなどの指摘がある。自分自身、これらに具体的に答えられる反論はまだ用意できないが、生徒を前にして世界史を教えるときに、自分のなかには単純に「ネットワーク論」についての興味・関心ははっきりと存在しており、そうした授業展開が生徒の歴史理解の一助になればと思っている。

研究発表 III

佐々木雅男「歴史教育における多文化主義的視座

—いま、なぜ、多文化主義が求められているのか—

昨年、ロナルド＝タカキ（カリフォルニア大パークレー校）の講演のあとに、高校の教員10名ほどで、ロナルド＝タカキ氏を囲んで話ができ。それがこの話の出発点である。彼の著書である『異なる鏡（A Different Mirror）』を、世界史・日本史の教員有志で読んでいる最中でもある。ただ、この発表には、個人的な見解も含まれているのでご注意ください。

1. アメリカと日本の太平洋戦争教育における視点の違い

一昨年アメリカへ行き、アメリカの歴史の教師と「太平洋戦争をどう教えているか」というテーマで議論する機会を得た。以下はその内容である（詳細は佐々木雅男「日本とアメリカの『戦争の授業』はどう違うか」—『社会科教育』95年9月別冊No. 42『近現代史の授業改革』明治図書、に掲載）。

東京大学の藤岡信勝氏の日本における調査と比較するため、パーデュー大学のバース氏が同じ調査票を用いて高校社会科教師（82名）を対象に行ったアンケートは、次のような結果を示した。第1に「戦時下の国民生活」という項目について、触れてないという教師が非常に多い。「全く触れない」という教師の平均値が32.9%、特に細項目である「都市部大空襲」や「市民と学童の疎開」については半数近くの教師が「全く」触れていないアメリカの歴史教育はいわゆる“通史”をやらないので『触れていない』というのは完全に紹介さえもされていないという状況である。日本であれば必ず強調される部分であろう。

考えてみると、アメリカは、非戦闘員を巻き込んだ悲惨な空襲の経験というものをほとんどしていない。戦争とはあくまで、「悪」にたいして怒りの鉄拳をふるう「正義」の行為であり、そういう一般市民を巻き込んだ戦争ということは想定さえもしていない。逆に日本であまり取り上げられていない「日系米人強制収容」については、ほとんどの教師が取り上げている。多民族国家アメリカにとって、マイノリティーの権利を保障していくことが重要課題であるためであろう。

アメリカの教師は太平洋戦争について、「勝利者の立場」からの、「正義」のための戦いであり、授業では「如何に正義だったか」ということに力点をおいて行っている。また、国際法上において、日本の軍隊が如何にそれに反した行動をしていたのか、をひとつひとつ法の観点から教えている。それに対して日本では、もちろん中国大陸をはじめとする侵略戦争の側面も教えるが、「如何に戦争で被害を受けたか」という点に力点をおき、「戦争を二度と繰り返すまい」という情緒的な観点で教師と生徒が「戦争」についての価値観を共有している。

同じ歴史事象に、太平洋の東と西ではこれほど違った捉え方がされている。バース氏によると、同じことがアジアにおいても言えるのではないか。日本に侵略された国々では、「犠牲者」という立場で教科書が書かれている。日本では「敗者」という立場から、アメリカは「勝者」として書かれている。このことは、「同じ客観的な歴史事象なのだから、捉え方も同じでなければならない」と考えていた自分にとって、非常にショックであった。「歴史とは何か」。改めて振り返ってみたい衝動に駆られた。

2. これまでの歴史教育の問題と課題

(1) 一国中心史観の問題

この問題については、入江昭「一国中心の歴史を越えるために－新しい歴史教育の提言」(『世界』1994.1)による示唆が大きい。

①アメリカの歴史教育が大きく変化している。1992年、冷戦が終って数年後、歴史学者と高校教師が一堂に会し「歴史教育の基準を決める小委員会」が開かれ「これからの歴史教育はどうあるべきか」、ということについての話し合いが始まった。このなかでは「歴史教育は将来のアメリカ市民を育成するうえで不可欠の条件である(市民権-citizenship-の概念)」ということと同時に、「歴史教育は国家権力その他の圧力に屈してはならない」「独善的な思想の受け売りをしない(思想の自由)」などということが決められた。また「これからは、社会の底辺・女性・非白人種などにも十分な注意を払うべきである(多様性-diversity-の原則)」という提言もまとめられた。

②入江氏はまた、「歴史の非国家化」を押し進めるべきだと説く。冷戦の時期は「国益」という視点から歴史が捉えられていたが、冷戦が終わった今、「歴史の政治化」の必要度が減少している。歴史教育が国家の枠内で語られてきた19世紀以降の伝統が、転換期を迎えている。国民国家-Nation States-の枠組みを取り除く時代であると主張するのである。これらは米ソ二大勢力の対立の構図の解消、経済・文化・人の移動・環境問題などの世界のボーダーレス化、価値観が多様化しており様々な選択が可能である、という時代の要請でもある。そして、これからは一国中心の歴史ではなく、問題意識に基づく社会史や他国との繋がりを強調すべきであると主張している。

③入江氏は、日本の歴史教育に対する痛烈な批判もしている。「日本史の学者ほど自分の研究を翻訳せずに、国内だけで議論している歴史学者はいない。それは意味がない」。どの国でも“中立的な歴史”というものは存在しないのだから、歴史の「政治化」に対抗する手段は「多様化・複眼化」なのである。「多元的」に捉えなくてはならない。

R＝マイニア氏（近代日本史、マサチューセッツ州立大学アマースト校）はアメリカの高校教師を前に、こう言っている。「今までのアメリカはまさに『マスター・ナラティブ－master narrative（定説・通説）－』的な歴史観であり、それがあまりにも強すぎる。それを授業で生徒の前で解体しなければならない。例えば、アメリカの神話とも言える『原爆投下は正しかった』といった退役軍人を中心とする歴史観がある。このことはスミソニアン博物館のエノラ・ゲイ展示問題で改めて明確になったが、これと同じようなことが日本にはなかったか。」私はあったと思う。

(2) 皇国史観・マルクス主義史学・アナル派

「皇国史観」については、一つの特定の価値観に従属された歴史観ということで問題はないであろう。日本の歴史学、歴史教育に大きな影響を与えたといえる「マルクス主義史学」はどうか。

①私自身「発展段階説」は現代社会をみる“武器”だと思っていた。上部構造と下部構造の関係について、唯物史観を展開するマルクス主義が、日本に適合するかどうかを、日本の歴史学者は常に追ってきた。例えば戦前には、明治維新は“ブルジョワ革命”か否か。大正・昭和の時代を規定しなければならないためにマルクスの理論を持ち出して論争していたのである。戦後は、封建主義に代わり資本主義が正当化され、その出発点である「産業革命」についての研究がなされた。如何にしてなぜイギリスで起こったのか。なぜアジアで起こらなかったのか。産業資本家はどのように生まれたのか。第二次囲い込み運動による農村の二極分解からか。このような議論が活発に行われていた。そういった真剣になされていたマルクスの考え方に基づく研究は、ヨーロッパのみに当てはまるものであって、アジアには全く当てはまらないものであったにもかかわらず、アジアは、発展段階説から言えば停滞していて、停滞しているが故に価値が低い、という図式も暗黙のうちにそのなかに根付いていたのではないか。しかし、「なぜ日本は他のアジア諸国のように、植民地化されずに工業化を成功させたのか」という問に対するマルクスの答は、実はないのである。

②マルクスの理論のなかでは、「生産」は人間の生命の発現であり、まさに価値を生み出す重要なものとして捉えられているが、「消費」の観点はほとんど抜け落ちている。産業革命は「生産」の飛躍的な発展によって起こったという考え方は、あくまで産業革命をみる一つの視点でしかない。例えばゾンバルトは「奢侈」と「贅沢」が資本主義（産業革命）を生んだと知っている。あるいはM＝ウェーバーは「節約」と「禁欲」がそれを生んだと。このように産業革命ひとつをとっても、それを見据える視点は幾通りもあったのにもかかわらず、我々はマルクス史学だけで捉えようとしていたのではないか。それとは逆に「社会史」「生活史」重視の歴史観はその反省も踏まえて登場してきたのである。

ブローデルを中心としたアナル派は1970年代から、日常性を重視した。例えば、賃労働と資本のなかだけで問題を捉えるのではなく、新しい生産物を生み出していない家事労働

働にもスポットがあたるような歴史観として登場した。また、彼らは「労働時間」のみならず「余暇時間」の実体に言及し、日常性の構造を明らかにしていったのである。しかしアナール派は、“説明の歴史”にとどまっており、「なぜ」という問には答えられないという致命的な欠点がある。

③しかし、今まで我々は、例えばマルクスの「生産費という観点の価値」のみに傾倒し、「使用価値」という面に言及できなかったことは否めない。例えば、箸は、日本人にとっては使用価値があるがアメリカ人にとってはほとんどない。消費があって生産が生まれるのである。逆ではない。必要があるから生まれるのである。

④もう一つマルクスの考え方の弱点は、「国民国家」「国民経済」のなかで説明していた、ということである。これだと国民経済の“外部”世界（支配国に対する従属的な地域）が視野に入らない。これらのことを考えていくと、もう一度原点に還り「歴史とは何か」を問い直す必要がでてくるのではないか。

3. 歴史とは何か。歴史教育とはどうあるべきか。そもそも世界史とは何か。

大江一道「歴史教育と世界史」（『世界史の構想』21巻、朝日新聞社）を参考に考えてみた。大江氏の言葉によると、「生の究極の問」は、我々はいずこから来て、いずこへと行くのかということであり、これは歴史への基本的な問いでもある。また、生徒が歴史に求めているものは自己の「生」の日常に意味を与えてくれるアイデンティティの発見の確認である。そして歴史教育の課題として、歴史を学ぶ効用は、現在を読みとる力をつけ、他者理解と自己認識のありようを問うべきである。現代の問題としては、例えばエスニシティの問題でいえば、これは国境を越えた視点を持たなければならない。国家と国境の規定性を突き抜けてしまうようなトランス・ナショナル的な網の目が世界には広がっているのである。

歴史とは元来、意味が備わっているものではなく、作り出されるものである。人間が発見し、問題意識の構図のなかから人間が与えてやることにより「歴史」が生まれるのである。だから誰からみても歴史が同じということはある得ない。そのなかで板垣雄三氏は、「歴史を対等にみることが重要で、自民族中心主義（エスノセントリズム）を批判する眼が必要である」と主張する。

これらを考えると、我々が歴史教育をしていくなかで、現在を読み解く力を如何につけるか、関心の所在を如何にはっきりさせるか、が問題となっていく。かつて歴史は中立でなければならない、価値から自由でなければならないといわれてきたが、逆に自分の立場を明らかにし、自分の問題関心がどこにあるか、という地点から歴史像を構築していくことが大切なのではないか。“価値からの自由”ではなく“価値への自由”という視点が必要なのである。

4. 現代的課題は何か

(1)現代的課題としての民族問題—山内昌之『民族の時代』（PHP出版）を参考にして

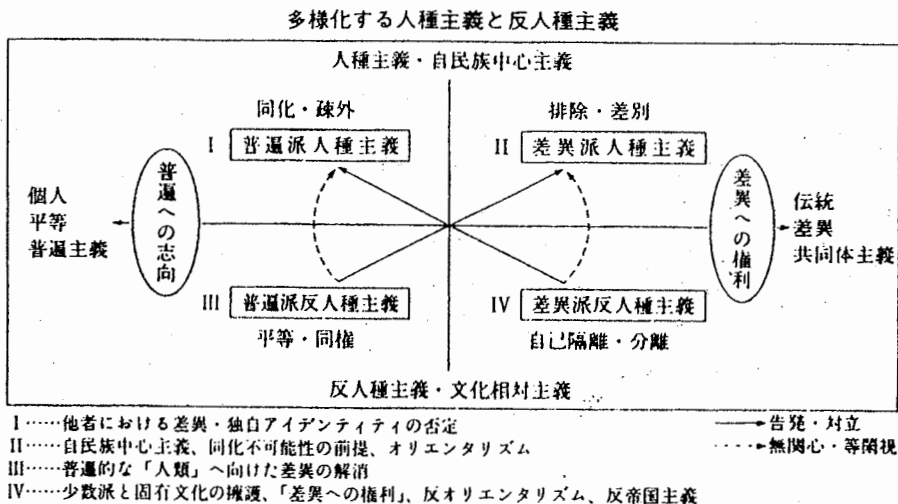
冷戦が終結した現代は、まさに民族が重要な時代である。山内氏によれば「冷戦」は第三次世界大戦の“変形”であった。これが終結したということは、第一次・第二次の世界大戦の終結後がそうだったように、今までの世界秩序が音をたてて変わり始めるのは当た

り前のことである。そのなかで大きなテーマとなっているのが、「民族問題」なのである。それは山内氏によれば5つのパターンに分けられる(①民族自決, 分離独立問題: チェチェン, チベット, ケベックなど②国境・帰属変更問題: ロシアとグルジア, アルメニアとアゼルバイジャンなど③少数民族問題と先住民問題: イヌイット, アボリジニ, ネイティヴ=アメリカンなど④国民形成問題と国民統合問題: ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争など⑤移民, 難民問題: 政治難民から経済難民へ)。

「民族」の定義は難しいが, スターリンによれば, 「言語・地域・経済生活, 及び文化の共通性のうちにあらわれる心理状態」, B=アンダーソンによれば, 「nationとはイメージとして心に描かれた想像の共同体である」, ピウスツキによれば, 「(教育制度や国民皆兵制度などにより) 国家が国民をつくるのであって, 国民が国家をつくるのではない」などの定義がなされる。ただ国民国家という概念自体, たかが100~200年程度の歴史しか持っていない。

さらに山内氏は, 民族を考えるアプローチの仕方には「原始主義的アプローチ (primordialism)」と「道具主義的アプローチ (instrumentalism)」の二つがあると言っている。前者は19世紀的なものから影響を受けた「血縁的」伝統に根ざした考え方である。最近, 後者の考え-意識・言語を重要視する-によるアプローチがなされている。しかし, それでも民族というのは定義できないのではないか。例えば, アイヌ語を話せないアイヌもいれば, 歌舞伎を知らない日本人もいる。結局山内氏は, 「“我々意識”を生み出す生活様式の共通性に基づくもの」程度にしか, 民族を定義できないのではないか, という表現にとどめている。ただ, 「我々意識」は“知的構築物”であるから, 知識人(作家・詩人・学者・創作芸術家・出版関係者, あるいは高校教員も)が造り出したものであるはずであり, 彼らにはその責任がある。我々が日本人のアイデンティティをつくっているのかもしれない。

また, この民族と国家の関係を歴史的にみると, 中世専制的な時代と啓蒙的専制の時代とではそれはかなり違うそうである。前者(例えばオスマン帝国やハプスブルク朝)では各民族の多様性を尊重していた。むしろ後者の時代において, それは黙殺されていた。これは, 「啓蒙主義」に原因があるのではないか。それは宗教・文化・言語などに対して, きわめて不寛容な時代だったのではないか。では, 現代での民族問題について彼はどう整理しているか。縦軸に「人種主義・民族中心主義(対極には反人種主義・文化相対主義)」



(山内昌之「民族の時代」P124 より)

をとり、横軸に「伝統差異共同体主義（対極には個人平等普遍主義）」をとり、4つに分類している。左上の部分は「普遍派人種主義」であり、あくまでヨーロッパ人種のみを対象にした自由・平等・博愛といった啓蒙思想（フランスのホー＝チ＝ミンに対する態度）や、マイノリティーを同化し疎外する形での旧ソ連の、民族の違いを問題にしない姿勢や、日本人のアイヌに対する同化政策がこれに当てはまる。右上の部分は、他民族を排除するという姿勢を明確にするものである。アパルトヘイトやルペン（フランス版のネオナチ）、セルビア人の民族浄化作戦などが当てはまる。右下の部分は、差異を強調しながらも人種主義には陥らないという区分けになる。これは、マイノリティーが凝り固まって社会のなかにとどまろうとする。自分たちを自己隔離するグループである（アメリカ社会において英語を喋らないヒスパニック系などのような）。最後に左下の部分が、平等であり同権であり、しかし、自分のアイデンティティを残しながら反人種主義のなかで普遍を試行する、という難しいが未来に期待されるべきスタイルなのであるというのが、R＝タカキの主張であり、山内氏もこれを擁護している。

現代に起こっている、民族問題をこの図式のなかに当てはめ、距離感覚をつかむことにより問題把握の一助になるのではないだろうか。

(2)文化と文明－テッサ・モーリス＝鈴木「文明の終焉」（『世界』1995.5）との出会い

彼女によると、「文明」という概念は19世紀ヨーロッパ思想の基層概念であり、西欧諸帝国主義の勝利に理解と正当性を与える枠組みを提供して存在できたものである。様々な「文明論」の共通点は、「比較的固定された『文化』がまず存在し、その『文化』を共有する地域ごとに世界を分割し、それら文化圏間の競争と摩擦が歴史を形成する主要因となった」ということである。しかるに、ここでは「文化圏」から離れたところは無視される。「文明と未開・野蛮」「中心と辺境」という図式のみで捉えられ、抜きがたい差別の温床となっていく。私はここに「文明」という言葉に懐疑感を抱く。

「文化」概念は19世紀に生まれたが、現代に目をやるとその現状は、モノ・人の国境を越えた流通・交流が拡大しており、言語・衣・食・芸術などの面で文化は『多次的』な様相を呈しており、それは各個人と共生している。アメリカの先生方は自己紹介するとき、「私は女性で、ユダヤ教徒で、白人で…」と自分のアイデンティティの依って立つところを明確にしてから自分の意見を主張する。同じアメリカ人といっても、この枠のなかでしか発言できない、ということを経験して告白するのである。ここから私は、アイデンティティとは「多次的」なものであると思う。その間で今、原理主義と多元主義との対立が発生しているのである。

ここに「アイデンティティ」への問－これを、国家的市民権の範囲によって定義すべきか、または宗教・言語・民族的起源の範囲で定義すべきか－が発生する。現実に現代は、ナショナリズムが少数民族を抑圧したり、また少数民族が再主張したりという状況があり、それが新しいモデルのアイデンティティにつながるかどうか、という問題がある。

「文明の終焉」のなかで彼女は、今世界で起こっている様々な現象は大きく二つの視点で見ることができると言う。「Fundamentalist（原理主義者）」と「Pluralist（多元主義者）」の戦いだ。前者は例えば、マハティール首相（マレーシア）やイスラム原理主義者のような国民国家政体にとって、安定維持の唯一の方法は「伝統」価値の権威に依存しなければならぬと信じ、その復興を企て、共通性の発展に努めず相違性を強調する人々

であり、多数存在している。後者は、価値やアイデンティティは与えられるものではなく、各自が作り上げるもので、文化間・民族間の摩擦の解決に当たっては、相違を容認し合い、適合と創造的相互作用にまかせるという考え方である。網野善彦、R=タカキ、B=アンダーソンらがこの立場である。彼らは各個人のアイデンティティとは、家族・職業・性・宗教・世代・言語グループ等に同時的かつ多次元的に結合した多元性を持つ複合的実在であって、アイデンティティをひとつにまとめようとする自体が、大きな間違いなのである。日本人という人種に、アイデンティティが固定されるのではなく、同じ日本人のなかでも、さまざまな日本人がいながら、同時に日本人としてのアイデンティティを模索していく必要があるのではないかと、いう。前者と後者の対立は、「アイデンティティの位相」をどう捉えているか、という対立でもある。前者は文化の不変性をうたい、共同体への忠誠・「家」に信頼を置き、個人の人権に対して鈍感な「集団原理」の位相であり、後者は文化に可変性を認め、多次元的な他者との関係を前提とし、自己と他者の人権の共存を模索していく「個人原理」という位相にたっている。今の時代は「東西対立」の時代ではなく、まさにこの「Fundamentalist (原理主義者)」と「Pluralist (多元主義者)」との対立の時代なのではないか、と彼女は主張する。それが如実に現れているのが、アメリカ社会なのではないか。

5. 多文化主義的視点の重要性—現代のアメリカ社会を通して考える

アメリカには建国以来の国是 One out of many—多様化からなる統一がある。アメリカは多様ななかから一つのもを予定調和的に作り出すことができ、またそれがアメリカの強さでもある、というのがアメリカの伝統的な思想だったが、最近これに、このまま「多様」を認めていけば、アメリカは分裂してしまうのではないかと、いう「根本的な問い」が投げかけられている。そこには多民族社会が直面する、一つのアイデンティティをすべてのアメリカ人が共有できるか、という問題がある。

アメリカにおける多文化主義登場の背景には、1960年代からの公民権運動、マイノリティの権利獲得運動の高揚であった。この流れを汲み、1980年代に教育界で改革が始まった。例えば「西洋文明入門」の非必修化、逆に「エスニック研究コース」の必修化などがそれである。それに伴い、社会のなかのマイノリティー（非白人・同性愛者など含む）が自分たちの立場を主張する時代になってきた。民族性だけでなく、性差やセクシャリティによる価値観の諸体系も「多元的な文化」に含まれるようになった。彼らはまた、黒人を“アフリカーナ=アメリカン”と呼び、インディアンを“ネイティブ=アメリカン”と呼ぶように、政治的妥当性 (Political Correctness) を要求する。

これらの動きに対し、アーサー=シュレジンガー=jrの『アメリカの分裂』に代表される保守派からの反論もでてきた（彼は典型的なWASPでもある）。彼らはアメリカ的伝統への回帰を訴え、アングロサクソン中心の歴史観の再確認を求め、多文化主義に対する批判を加えている。これに対して、R=タカキが日系二世という立場から、新しい観点を主張したのが『異なる鏡 (A Different Mirror)』なのである。

彼はこのなかで、「各集団の体験を多文化主義的視点から語り、違いと類似点の全体像を明確にする」とし、「アメリカというアイデンティティを再構築する必要性」を説く。「そこにはアングロサクソンのアイデンティティはない。多様な集団が集まっ

て形成されたアメリカにおいて、どこに“WASP”の価値観が主流となる必然性があるのか」と批判する。これらから、タカキのアメリカ史は「先住インディアンとバイキングの遭遇からロサンゼルス暴動の現在まで、“世界中の岸辺から来た無名の人々”を歴史の創造者として見直す、いわば中心なき複眼的アメリカ像のモデル」として捉えられているのである。別の言い方をすれば、「すべての個人や出来事は、人種的・民族的他者との関係によって論じられる」のである。例えばトマス＝ジェファーソンについては、アメリカの大統領というだけではなく、奴隷制の残虐性に苦渋する一人のプランターとして描かれるわけである。あるいは第二次世界大戦を、戦闘と外交の歴史、ファシズム対民主主義の二元論で捉えるのではなく、アメリカのマイノリティー集団が過去の歴史的背景の違いを越えて、互いに共通の国家意識で結ばれた巨大な“融合装置”として描こうとしている。そこでは、日系人はまさに当時差別を受けるなかで二世部隊はアメリカへの忠誠を示すために多くの血を流す。黒人は、人種隔離政策のまっただなか、初めて戦場で白人と生死を共にする。銃後では女子供たちが工業労働者として北部へ移動する。また、先住インディアンは暗号部隊として活躍する。これらにより、マイノリティーは“アメリカ人”としての市民権を得たのである。このような考え方は今までの「白人中心の歴史観」からは生まれてこない。

彼によれば、歴史をみるアプローチには3つの類型がある。一つは「伝統的アプローチ (Traditional Approach)」。西欧中心の歴史、白人中心の歴史でなどがこれにあたるが、これはもはや実態にそぐわない。そこででてきたのが「伝統的アプローチ」の変形である、“付け加え型アプローチ (Add-on Approach)”であるがこれは文字どおりいくつかの小集団の歴史を付け加えただけであり、その小集団をアングロサクソンの“周縁部分”に追加する形でしか捉えられず、結果的に「伝統的」な部分を再確認・強調する要因にもなってしまった。日本の歴史教科書における、アイヌや琉球王国などはこの好例であり、いわば“限界的な”アプローチである。二つ目が「個別観察型アプローチ (Particularistic Approach)」である。これはそれぞれの集団の歴史的・文化的ルーツを探るというものであるが、これだと相互作用の観点を持ち得ず、不十分である。そして最終的に彼の主張は、「多元的アプローチ (Pluralistic Approach)」にたどり着く。いろんな場所から来た集団について、対等かつ公平に捉えて交流交差したところに歴史を見いだそうとするアプローチである。そこでは、「アメリカ」という概念も常に再定義され、変化していくものでなくてはならない。そうして初めて、日系人も、アフリカーナ＝アメリカンも、ネイティヴ＝アメリカンも同等に生きていく「包含的」なアイデンティティが生まれるというのがタカキの捉え方なのである。

おわりに

このようなタカキの発想は、翻って「日本人とは何か」というアイデンティティの再確認を我々に要求する。それは「対等」「公平」「個人の人権」という見地から見直されるべきものである。その結果多元的な歴史の捉え方が可能になるのではないか。

ただ、ここまでの話のなかには「多文化主義の定義」は入っていない。参考として辻内鏡人「多文化主義の思想的文脈」(『思想』1995.4)があるが、それを読んでも実はよくわからない。アメリカには「多文化主義 (Multiculturalism)」と「文化多元主義 (Cul

tural Pluralism)」の違いもある。いずれにしてもこれらの現状は、「政治的道具」としてそれぞれの集団に都合のいいように解釈され利用されている。このことは「多文化主義」がまだ未成熟なものであることを、はからずしも示してしまっている。「これが多文化主義だ」という定義はまだ成立していないのではないか。だから今回の「多文化主義」は、「R=タカキの多文化主義」にすぎない。

具体的に教育にどう実践するか、という点であるが、あくまでトランスナショナルの視点で見ていくことが重要なのではないか。「中心」と「辺境」という概念ではなく、それぞれの面と面が交差しながら、人々が交流したものとして歴史を見直すのである。地中海貿易におけるフェニキア人の果たした役割を論じるのなら、日本海で古代日本人が大陸に渡った可能性も論じなければならない。網野善彦氏の「海というのは、人と人を隔てるものとしていままで思ってきたが、逆に人と人とを結びつける“素晴らしい舞台”だと気付いた時に、自分にとって歴史のイメージは大きく塗り変わった」という言葉が、これからの我々にとって指針になるのではないか。具体的な実践例を、これから協力しながら研究していきたい。

(質疑応答)

Q：高校生にアイデンティティを意識させることは重要だと思い、自分も生徒に「自分史」を作らせる課題も出しているが、先生がそのために行われている実践例があれば伺いたい。

(夕張高校 松沢)

A：本校の林先生が、「我が家の戦後史」という課題を休み中に生徒に課して、「自分とは何か」「家族とは何か」という考察をさせている。これは近いうちに出版物という形でまとまるのではないか。(札幌開成 西村)

A：特に「これ」というものではなく、歴史を教えながら「他者の立場から」歴史を教える視点があれば、自然とそれは可能になるのではないか。(札幌新川高校 宮浦)

Q：第二次世界大戦が果たした役割—マイノリティが戦争に参加し市民権を得た—は“共通のアイデンティティ”としてシュレジンガーなどにの保守派に利用されてしまうことはないのか。(根室高校 吉田)

A：タカキの基本的な考えとして、アメリカはバラバラな状態でなく、一度根っこの部分でアメリカを結びつけなければならない、というものがある。バラバラな状態を結びつけたうえで、自由・平等を確保しようとするのである。彼は過激な分離独立派でもなく、もちろんシュレジンガーのような保守派でもない。中間派に属する人間なのではないか。

Q：「アナル派=説明の歴史」と捉えているか。(札幌南高校 華輪)

A：そうではないが、アナル派についてはさまざまなグループの論文を読んだだけで、間違いがあるかもしれない。間違いがあれば正して指摘していただきたい。

Q：アナル派はまさに「対等・公平・平等・個人の人権」を具現していると思うが。

(同)

A：アナル派がそうではない、と言ったわけではない。自分が今、歴史教育にするうえで、自分が依ってたつところを述べたにすぎない。そこから新しい方向性を見いだそうとしている。タカキもアメリカ人の持っている「偏見の構造」を事細かく書いている。その点でタカキがアナル派の影響を受けているのは明らかである。

新刊紹介

新刊紹介

ステュファニア＝ペリング；ドミニク＝ペリング著，桐敷真二郎訳，

『復原透し図 世界の遺跡』（三省堂，1994年，3800円）

ジム＝アントニュー著，桐敷真二郎訳，

『復原透し図 世界の都市』（三省堂，1995年，4200円）

毎日の授業において、写真図版の有用性について疑問をもたれる先生方はいないであろう。教師の説明よりも1枚の図版が生徒に与える歴史イメージの重要さは計り知れない。『世界史写真集』（山川出版社）等をはじめとして、各種図版を活用されている方も多いと思われる。最近、三省堂から全く新しいタイプの歴史写真図版集が出版された。筆者はこの2冊の写真集を授業に活用してみた。そのインパクトの強さは、筆者の実際の授業において、生徒の興味を引いた教材の上位に上げられていることからもうかがうことができよう。以下、この2冊の本について紹介を試みたいと思う。

この2冊の写真集の最大の特色は、その形式にある。まず、『復原透し図 世界の遺跡』（以下、『遺跡』と略する）では、20の遺跡について、その現在の姿が写真で示される。その写真に、当時の復原図が絵画で描かれている透明シートを重ね、歴史の流れのなかで付け加えられた部分、失われた部分を追体験することができる。読者はシートを重ねることによって、現在残っている遺物から、遺跡が作られた当時の姿がイメージできるのである。見開きのページには、それぞれの遺跡について、その歴史、建物の解説、出土品等についての簡潔なコメントが付されており、これも授業で活用する際に大変有用であった。

一例を上げると、アテネの「アゴラ」については、まず「ギリシアの民主主義思想が生まれた古代アテネ人の集会場」という見出しがある。右ページには、紀元前5世紀後期のアテネ人が、アクロポリスからアゴラを見下ろした際に見える光景が透明シートに描かれており、その下に、同じ場所からの現在の写真が掲載されている。見出しの後には、アゴラ発掘のこれまで（アゴラは1931年にアメリカの考古学者たちによって「発見」されたことなど）、当時の議員の生活の様子、「ストア」とは何か、オストラシズムの実態、ペリクレスやソクラテスが顧客であった、靴屋シモンの店からの出土品、ソクラテスの死について、等の短いが有益なコメントと図版があり、5ページで「アゴラ」を通じてギリシア民主政治のポイントがつかめるようになっているのである。

このようにして、本書で取り上げられている遺跡は、次の通りである。「階段ピラミッド（エジプト）」「カルナック神殿（エジプト）」「ニムルド（イラク；アッシリアの首都の一つ）」「第二神殿（エルサレム）」「マサダ（イスラエル；ユダヤ戦争の最後の砦で、この陥落の後、ユダヤ人はいわゆる“ディアスポラ＝離散”することとなる）」「クノッス宮殿（クレタ島）」「アクロポリス（ギリシア）」「フォルム（ローマ）」「コロセウム（ローマ）」「ポンペイ（イタリア）」「ロンドン塔」「メサヴェード（アメリカ；12世紀のいわゆる“ネイティブ＝アメリカン”＝インディアンの生活遺跡）」「テオティワカン（メキシコ）」「マチュピチュ（ペルー）」「アンコール＝トム（カンボジア）」

「モヘンジョ＝ダロ（パキスタン）」「ジンバブエ（アフリカ）」「グラストンベリー修道院（イギリス；アーサー王伝説で有名）」。「一見して、授業に使える遺跡が多いことがわかるであろう。

一方の『復原透し図 世界の都市』（以下、『都市』と略する）は、この続編である。『遺跡』の方が、主に古代・中世に対象が当てられているのに対し、この『都市』では、逆に「現在の都市景観を歴史的に遡る」という方法で、都市の成り立ちを通して歴史の流れを見ることができる。「はじめに」の部分が全体の序章をなしており、都市が担ってきた歴史上の位置付け、イスラム都市とヨーロッパ都市の比較、ルネサンス＝デザインの都市への影響等短いが興味深い文章が続く。続いて、次の18の都市が、『遺跡』と同じく透明シートを重ねる形で記される。「アテネ（BC5C）」「ローマ（BC4C）」「イスタンブール（アヤ＝ソフィアと宮殿；6C）」「エルサレム（旧市街と神殿の丘；1150年＝十字軍直後）」「フィレンツェ（大聖堂と旧市街；1430）」「バルセロナ（1570年）」「プラハ（1610年）」「アムステルダム（1630年）」「メキシコシティ（1700年）」「パリ（1740年）」「ロンドン（シティとサザーク；1750年）」「ワシントン（1860-70年）」「シドニー（1888年）」「モスクワ（1890年）」「東京（日本橋通り；1909年）」「サンフランシスコ（1916年頃）」「香港（1920年代）」「ニューヨーク（ウォール＝ストリート；1930年台）」、以上である。

例えば、同じアテネを比較すると、『都市』では、『遺跡』とは逆に「アゴラ」から「アクロポリス」を見上げる視角が描かれ、ペリクレスについてのコラムが挿入される。さらに今日までのギリシャ史を概観するなかでアテネを位置付ける努力がなされており、オスマン朝・ビザンツ帝国の影響についても記述されている。さらにアテネの成長を時代ごとに色分けした地図が付されており、本文と合わせ読むことでより深い理解が得られる。

近年、都市の歴史を図版を用いて解説してくれる出版物が増えてきたことは有り難い。例えば雑誌『G I O』（同朋社出版）の連載「都市回廊」、同社のガイドブック『望遠郷』『タビト』シリーズ、雑誌『ナショナル＝ジオグラフィック日本版』等があげられる。地理教材には、筆者未見のものも多いと思う。こうした書物と併用すれば、本書の価値は一層高くなるであろう。世界史Aの展開事例として、1都市を2時間で解説するという形で地理と世界史を融合させた方法も考えられる。また、音楽教材との併用等、授業展開の可能性は広がっていく。

もう一点、本書の価値を上げておきたい。教科書の収録図版について、その細部の意味を解説した本は、日本史についてはすでに清水書院から『日本の歴史 写真解説』が出版されている。数年中には世界史版が出版予定とも聞かすが、世界史については、これまで授業に持参できる、まとまってしかもハンディーなものはなかった。両書は、透明シートの解説という形でこれを説明している。小さなことかもしれないが、筆者には授業で活用する点で大変有り難かった。近年は、学校現場においても、LL等に実物投影器が設置されていることが多いので、そうした場所を使えばクラス全員に同時に見せることが可能である。透明シートはOHP提示が出来、写真部分をOHPシートにコピーして重ね合わせるといった方法も使える。また、授業中回覧するだけでも大きな効果があると思う。この形式を使った新しいシリーズの続編を期待している。

（札幌西高校 吉嶺茂樹）

世界が注目!
初の全ヨーロッパ史ついに完成!

各紙誌絶賛!
増刷出来


欧州共通教科書

ヨーロッパの歴史

F・ドルーシユ総合編集/木村尚三郎監修/花上克己訳

EU新時代に向けてヨーロッパは過去をどのようにとらえ、
未来をどう構築するのか?12か国の歴史家が3年を費やして
共同執筆したヨーロッパ全体の歴史の統一教科書の完訳。
西洋史の枠を越えた総合的な視点からの叙述と、
オールカラーの資料図版・地図多数。

A4変型判
6800円
(税込)

 東京書籍

北海道支社:〒064 札幌市中央区南6条西14-1-5 東雲ビル TEL.011-562-5721

充実の世界史・日本史総合資料集

ニュー
ビジュアル版 **新詳世界史図説**

ニュー
ビジュアル版 **新詳日本史図説**

株式会社 **浜島書店** 名古屋市中区吹上町2-26 (〒466)
電話 名古屋 (052)733-8040(代表)

第27回研究大会案内

日時 平成8年8月10日(土)
会場 札幌平岸高等学校
[会場が変更されます]
講演 橋場 弦氏(予定)
(大阪外国語大学助教授)
研究発表 未定(募集中)

最近、歴史研究・歴史教育の新しい胎動を感じます。昨年の研究大会にもご参加いただきました綿引弘先生のご研究には、大いに刺激を受けましたが、私たち北海道の世界史の教師も、ただ受け取るだけでなく、何かを発信できないものかと考えます。(札幌稲西高 中村和之)